

第 86 回運用委員会	資料 1
平成 26 年 10 月 23 日	

(案)

年金積立金管理運用独立行政法人

理事長 三谷 隆博 殿

平成 26 年 10 月 22 日付年企発第 80 号をもって承認の求めのあった年金積立金管理運用独立行政法人中期計画の変更案については、運用委員会として承認した。

平成 26 年 10 月 23 日

運用委員会委員長 米 澤 康 博

年企企発第 80 号
平成 26 年 10 月 22 日

運用委員会委員長
米 澤 康 博 殿

年金積立金管理運用独立行政法人
理事長 三谷 隆博

年金積立金管理運用独立行政法人中期計画の変更案について

文書管理規程（平成 23 年規程第 2 号）別表第 2 の第 3 の 3 に基づき、中期計画の変更について、運用委員会の承認を求めます。

年金積立金管理運用独立行政法人中期計画の変更（案）新旧対照表

変 更 案	現 行
第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項 1. （略） 2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 （1）運用の目標 <u>年金積立金の運用は、厚生年金保険法第2条の4第1項及び国民年金法第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1. 7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。</u> <u>その際、市場に急激な影響を与えないこととする。</u> また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投	第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項 1. （略） 2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 （1）運用の目標 <u>今後年金制度の抜本的な見直しが予定されているとともに、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について検討が進められていることから、暫定的に第一期中期計画における基本ポートフォリオを中期目標第2の2の（1）の資産構成割合とし、今中期計画における基本ポートフォリオとして定め、これを適切に管理する。</u> また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。

変 更 案	現 行
資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。 (2) ～ (4) (略) 3. (略) 4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 (1) 基本ポートフォリオの基本的考え方 <u>基本ポートフォリオは、運用の目標に沿った資産構成割合とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定する。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮する。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、リスクシナリオ等による検証について、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、一層の充実を行う。</u> (2) 基本ポートフォリオ 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式とし、基本ポートフォリオ	(2) ～ (4) (略) 3. (略) 4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 (1) 基本ポートフォリオの基本的考え方 <u>基本ポートフォリオの策定に当たっては、運用目標に沿った安全・効率的かつ確実な資産構成割合とする。その際、世界経済の動向を注視し、それに適切に対応するとともに、特に株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行う。</u> (2) 基本ポートフォリオ 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、<u>外国株式及び短期資産</u>とし、基本ポー

変 更 案	現 行																																	
及び乖離許容幅を次のとおり定める。 <u>なお、以下に定める基本ポートフォリオへ移行するまでの間、乖離許容幅を超過することについては許容するものとする。</u>	トフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。																																	
<table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td></tr><tr><td>資産構成割合</td><td><u>3 5 %</u></td><td><u>2 5 %</u></td><td><u>1 5 %</u></td><td><u>2 5 %</u></td></tr><tr><td>乖離許容幅</td><td><u>± 1 0 %</u></td><td><u>± 9 %</u></td><td><u>± 4 %</u></td><td><u>± 8 %</u></td></tr></table>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	資産構成割合	<u>3 5 %</u>	<u>2 5 %</u>	<u>1 5 %</u>	<u>2 5 %</u>	乖離許容幅	<u>± 1 0 %</u>	<u>± 9 %</u>	<u>± 4 %</u>	<u>± 8 %</u>	<table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td><td><u>短期資産</u></td></tr><tr><td>資産構成割合</td><td><u>6 0 %</u></td><td><u>1 2 %</u></td><td><u>1 1 %</u></td><td><u>1 2 %</u></td><td><u>5 %</u></td></tr><tr><td>乖離許容幅</td><td><u>± 8 %</u></td><td><u>± 6 %</u></td><td><u>± 5 %</u></td><td><u>± 5 %</u></td><td>二</td></tr></table>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	<u>短期資産</u>	資産構成割合	<u>6 0 %</u>	<u>1 2 %</u>	<u>1 1 %</u>	<u>1 2 %</u>	<u>5 %</u>	乖離許容幅	<u>± 8 %</u>	<u>± 6 %</u>	<u>± 5 %</u>	<u>± 5 %</u>	二
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																														
資産構成割合	<u>3 5 %</u>	<u>2 5 %</u>	<u>1 5 %</u>	<u>2 5 %</u>																														
乖離許容幅	<u>± 1 0 %</u>	<u>± 9 %</u>	<u>± 4 %</u>	<u>± 8 %</u>																														
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	<u>短期資産</u>																													
資産構成割合	<u>6 0 %</u>	<u>1 2 %</u>	<u>1 1 %</u>	<u>1 2 %</u>	<u>5 %</u>																													
乖離許容幅	<u>± 8 %</u>	<u>± 6 %</u>	<u>± 5 %</u>	<u>± 5 %</u>	二																													
(注) 運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他運用委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の 5 % を上限とする。 <u>また、経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、その際の見通しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。</u>																																		
(3) (略)	(3) (略)																																	
5. (略)	5. (略)																																	